

## 公募要領

神戸市では、市域の再生可能エネルギー導入目標（2030 年度 500MW）の達成に向け、自然環境や景観への配慮を前提に、気候等条件から発電ポテンシャルの高い太陽光発電設備の導入を促進している。

本要領は、これまで設置が困難であった耐荷重性の低い建物への導入を目的に、軽量で柔軟性の高い次世代型太陽電池（ペロブスカイト太陽電池）について、公共施設に設置する委託事業提案を公募するため、その必要な事項を定めるものである。

### 1. 事業名称

令和 8 年度 神戸市公共施設における次世代型太陽電池（ペロブスカイト太陽電池）導入等委託事業

### 2. 業務内容に関する事項

#### (1) 事業目的と概要

別紙「委託仕様書」のとおり

#### (2) 業務内容

別紙「委託仕様書」のとおり

※これらは、委託契約時に基本となる仕様書とするが、採択された企画提案書の内容を踏まえた調整のうえ、確定する。

#### (3) 事業規模（契約上限額）

金 120,000,000 円（消費税及び地方消費税込み）

#### (4) 契約期間

契約締結後～令和 9 年 3 月 31 日

#### (5) 費用分担

受託者が業務を遂行するに当たり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

### 3. 契約に関する事項

#### (1) 契約の方法

神戸市契約規則（昭和 39 年規則第 120 号）の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

#### (2) 委託料の支払い

本市の検査を経て、受託者の請求に基づき、支払うこととする。

#### (3) 契約書案

別紙「委託契約書頭書（案）」及び「委託契約約款」参照

#### (4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月市長決定）に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

#### 4. 応募資格（資格要件を満たさない場合は、応募を無効とする）

応募資格は、次の要件すべてに該当する者とする。

なお、共同企業体で応募する場合は、(1)(2)は共同事業者総体で満たすこととし、(3)は全ての構成員が満たさなければならない。

- (1) 当該委託業務の実施に必要な組織、人員、設備、技術・能力等を有していること
- (2) 本事業と類似の事業履行実績として、公共施設又は公有地における、太陽光発電設備（出力 10kw 以上）の導入実績を有すること。ただし、実績は、本市における事業実績でなくても構わない。  
また、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者が有する実績でも構わない。
- (3) 次のいずれの項目にも該当しないこと
  - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者。
  - イ 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる事業者
  - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続きまたは再生手続きを行っている事業者
  - エ 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む））及び神戸市税を滞納している者。
  - オ 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けている者
  - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条各号に該当する団体
  - キ 他で応募する共同企業体の構成員となっている者

#### 5. スケジュール

公募要領の配布開始日	令和 8 年 4 月 17 日（金）14 時以降
参加申込書及び質問書の受付期限	令和 8 年 5 月 7 日（木）17 時まで
参加資格確認・提案書提出要請期限	令和 8 年 5 月 7 日（木）18 時まで
質問書に対する回答	令和 8 年 5 月 13 日（水）17 時まで
提案書受付期間	令和 8 年 6 月 4 日（木）17 時まで
企画提案審査会の開催	令和 8 年 6 月中旬
事業実施候補者選定	令和 8 年 6 月中旬
契約締結	令和 8 年 6 月中旬以降

## 6. 応募手続き等に関する事項

### (1) 公募要領等の配布

配布開始	令和8年4月17日（金）14時以降
配布書類	ア 公募型プロポーザル実施要領（本書） イ 仕様書 ウ 契約書頭書（案） エ 各種様式
配布方法	以下神戸市ホームページにて掲載 <a href="https://www.city.kobe.lg.jp/a73498/energy/20260417.html">https://www.city.kobe.lg.jp/a73498/energy/20260417.html</a> ※直接配布、郵送等による配布は行わない。

### (2) 参加申込書受付

受付期間	令和8年4月17日（金）～令和8年5月7日（木）17時まで
提出書類	<p>ア 参加申込書（様式第1号）</p> <p>イ 公共施設又は公有地における、太陽光発電設備（10kw以上）の導入実績が分かる資料（任意様式）</p> <p>ウ 誓約書（様式第2号）</p> <p>エ 法人・団体概要（様式第3号）</p> <p>オ 直近の年度の決算書（任意様式）</p> <p>カ 共同企業体結成届出書（様式第4号）</p> <p>※共同企業体での応募の場合のみ。なお、共同企業体構成員のアとオも提出すること。</p> <p>キ 法人登記簿謄本（又は履歴事項全部証明書）（写しでも可。）</p> <p>ク 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、区市町村税の各納税証明書（直近1年分、写しでも可。）</p> <p>※滞納がないことを証明する納税証明書によること。</p> <p>※当該区市町村において、上記様式等がない場合は各区市町村民税の納付を称する証明書様式にて提出すること。</p> <p>ケ 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式第5号）</p> <p>※神戸市の入札参加資格がある場合はキ・ク・ケの提出は省略可。</p> <p>※イについては、実績を証するものとして、契約書又は協定書の写し等を提出すること（契約が証明できる部分のみの写しで良い。）</p> <p>※キ・クについては提出時点で発行日より3か月以内のものとする。</p>
提出先	<p>神戸市環境局脱炭素推進課 企画推進担当</p> <p>電話番号：078-595-6088</p> <p>メール：energy@city.kobe.lg.jp</p>
提出方法	上記の提出先に電子メールで送付すること

(3) 参加資格の確認及び提案書の提出を要請する者の選定

通知方法・期限	参加申込書に記載されたアドレスへメールで通知 令和8年5月7日(木)18時まで
概要	市は参加資格要件を満たすか確認し、参加希望者に参加資格の有無を通知する。 参加資格を有すると認めた者に対しては、候補施設に関する参考資料(注)を交付するとともに、提案書の提出を要請する。 (注)参考資料の例 ・建築図面(立面図・平面図・屋根伏図等) ・構造計算書 ・単線結線図 ・1年間の電力使用量の30分値 ・現在の契約電力の情報(特高/高圧/低圧、デマンド)

(4) 質問の受付及び回答

受付期間	令和8年4月17日(金)～令和8年5月7日(木)17時まで
回答期限	令和8年5月13日(水)17時まで
提出書類	質問書(様式第6号)
提出先	上記(2)参加申込書の提出先と同じ
提出方法	上記(2)参加申込書の提出方法と同じ

(5) 提案書の提出

提出期限	令和8年6月4日(木)17時まで
提出書類	①提案書 ア～エは必須提出書類とし、オは任意提出書類とする。 ア 業務遂行能力(様式第7号) イ 事業提案(様式第8号) ウ チェックリスト(様式第9号) エ 業務工程表(任意様式) オ 同類または類似業務の実績表(様式第10号) ②見積書(任意様式) 【様式】 A4版(縦横自由)で作成し、PDFデータに変換すること。 【備考】 ア) 作業項目ごとに詳細の内訳を明記すること。 イ) 本業務の履行のために使用する機材等一式は受託事業者の責任と費用により調達(事業費に計上)すること。 ウ) 見積金額は、契約上限額を超えないこと
提出先	上記(2)参加申込書の提出先と同じ

提出方法	上記（２）参加申込書の提出先と同じ
------	-------------------

## 7. 提案書の作成

- (1) 令和8年度神戸市公共施設における次世代型太陽電池（ペロブスカイト太陽電池）導入等委託事業提案は、別紙「仕様書」5.事業概要に記載の全ての候補施設へのフィルム型ペロブスカイト太陽電池の設置を提案するものとし、次の項目について行うこと。

※本項目に下線を引いた部分は、環境省補助事業特別区分Aで求められるもの。

### ア 業務遂行能力（様式第7号）

(ア)から(エ)を必須事項として含めること。

#### (ア) 事業実施体制図等

- ・代表事業者名、構成関連事業者名を示し、各事業者の関係や役割分担を示すこと
- ・本事業と類似の業務経験を有するか、過去に施工した際の工夫点を示すこと

#### (イ) 設計費、施工費、工事監理費も含めた事業資金計画

#### (ウ) 設備設置に伴うリスクに対する対策

特に、設備に起因するトラブル（騒音・振動・漏水等）、仕様不適合による施設・設備への損害に関する対策について記載すること

#### (エ) 市内事業者の活用提案、市の啓発イベントを通じた市内事業者の育成に係る提案

### イ 事業提案（様式第8号）

(ア)から(オ)を必須事項として含めること。

#### (ア) 実施方針

- ・提案（設計/施工/工事監理）の基本方針・概要等を記載すること。
- ・設備の平常時のシステム構成図を記載すること。

#### (イ) ペロブスカイト太陽電池及び蓄電池設備の設置容量

- ・各施設における想定設備容量（ペロブスカイト太陽電池の定格出力（kW）と年間総発電量（kwh）。設置する場合、蓄電池出力（kW）及び容量（kWh））を検討すること。
- ・使用するペロブスカイト太陽電池・蓄電池・パワーコンディショナーについて、製造事業者との関係性、実際に使用する製品の型番も含めて記載すること。

#### (ウ) 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

- ・各施設における想定自家消費電力量を検討すること。
- ・各施設における想定自家消費率が最大となる考え方を示すこと。  
なお、各施設における想定自家消費率が50%以上となることが必須である。
- ・温室効果ガス排出削減量は、候補施設ごとに1年間の総量を算出すること。電力の二酸化炭素排出量係数は、関西電力株式会社が公表する調整後排出係数0.415kg-co2/kwh（2024年度実績）を用いること。

#### (エ) 設備設置仕様

- ・ペロブスカイト太陽電池の設置場所、設置方法（架台等）を記載すること。
- ・想定する設置場所、設置方法におけるJ I S C8955（2017）に定められている荷重（風

圧、積雪、地震等)に対する太陽光発電設備の耐荷重を、風速、積雪量、震度等を用いて記載すること。

(オ) 災害時に利用可能なシステム

環境省補助事業における特別区分 A に求められる基準に合致するよう、別紙「仕様書」5. 事業概要に記載の全ての候補施設について、以下の点を含めて災害時の利用方法を提案すること。併せて、市が地方債(脱炭素化推進事業債)を活用して蓄電池を導入することを想定した検討を行うこと。

・災害時のシステム構成図

・災害時の利用、操作方法(特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等)

・自立運転時に太陽光発電設備等から使用可能な出力(kW)

ウ チェックリスト(様式第9号)

様式第9号の記載項目について、様式第7号及び第8号に記載したものに「○」をつけること。

エ 業務工程表(任意様式)

様式第7号及び第8号にて提案した業務を実現するための工程について概略を示すこと

オ 同類または類似業務の実績表(様式第10号)

応募者の実施体制の中に、過去、日本国内におけるフィルム型ペロブスカイト太陽電池導入実証事業若しくは同太陽電池の実装事業に参画した実績を有する事業者があれば、様式第10号を作成の上で提出すること。

(2) 留意事項

ア 提案は文書で簡潔に記載すること。

イ 様式第7号及び第8号については事業者の任意様式による提出も認めることとするが、記載項目は準拠すること。

ウ 枚数に制限は設けないが、提案は簡潔にまとめること。

エ フォントサイズは注記等を除き、原則として11ポイント以上の大きさとする。

オ 本事業と同種または類似の業務の実績を有している場合には、「同類または類似業務の実績表」(様式第10号)も提出すること。

## 8. 選定方法等

(1) 選定方法

①提出された事業企画書・提案等について、見積価格のみならず、当該業務への適合性、業務遂行能力などの内容点を評価する企画提案方式により、令和8年6月中旬(予定)に神戸市役所にて行う企画提案審査会での審査をもとに受託候補者を決定する。

②企画提案審査会の日時等については、参加申請者に対し後日案内を送付する。

## (2) 企画提案審査会

①提案者は、提案事項の内容説明（プレゼンテーション）を行い、その後、審査員からの質疑を受ける。1 団体につき説明時間は 20 分以内とし、審査員からの質疑時間は 10 分程度とする。なお、企画提案審査会の出席は原則 3 名までとする。

②提案内容に当たり、パソコン、スクリーンは神戸市が用意し、提案者がその他機材を必要とする場合はそれを用意すること。

### ③審査項目及び配点

審査項目		審査の主なポイント	配点	評価者
企画提案審査会	業務経歴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実証事業など、本事業と同種または類似の業務の実績を有しているか。</li> <li>・過去の施工経験において、工夫した点等が記載されているか。</li> </ul>	5	審査委員
	業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務責任者、主担当者、その他の担当者の人員体制は充分か。</li> <li>・業務責任者、主担当者は関連業務の実務経験を有するか。</li> <li>・業務を実施するに当たり、適切な役割分担が計画されているか。</li> <li>・問題発生時の適切な対応が考慮されているか、また責任の所在が明らかになっているか。</li> </ul>	10	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内事業者を活用する提案となっているか。</li> <li>・市の啓発イベントを通じた市内事業者（電気工事事業者）の育成に関して考慮した提案がなされているか。</li> <li>・具体的な事業実施スケジュールとなっているか。</li> <li>・使用するペロブスカイト太陽電池モジュールの製造事業者との関係性が具体的に示されているか。</li> </ul>	15	
事業提案	設計 (各施設におけるペロブスカイト太陽電池及び付帯設備の構成、設置予定図（配置図）、設備仕様、設置方法、想定発電量)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備設置に係る技術提案に具体性・妥当性があるか。</li> <li>・災害時にも安定的・自立的な運用が出来る設計となっているか。</li> <li>・設備設置仕様は各対象施設の特徴を踏まえ、安全性が高く、施設への影響が小さいものになっているか。</li> </ul>	15	
	施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工に当たって、施設への影響を抑える工夫がなされているか。</li> <li>・各種法令の順守や安全確保に向けた取組を行う提案となっているか。</li> </ul>	15	
	設備容量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペロブスカイト太陽電池は最低設置容量以上の設置であるとともに、最大限の導入が図られているか（目安：2施設合計で20kw以上→20点、16kw以上→18点、12kw以上→12点、10kw（最低設置容量）以上→10点）</li> </ul>	20	
価格点	-	10点×（1－（見積金額÷契約上限額）） ※小数点以下第一位を四捨五入する	10	事務局
地元優先	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元企業（市内に本社がある企業）に対しては10点を付与し、準地元企業（営業中の支店・営業所が市内にある企業）に対しては5点を付与する。</li> </ul>	10	

100

④審査員 1 人につき 100 点を持ち点とし、審査員 5 人の合計 500 点満点で評価した点数を評価点とする。

⑤企画提案審査会における審査は、上記に示した審査項目について採点し、評価点が最も高い団体を受託候補者とする。ただし、最も評価点の高い団体が最低評価点（審査員 5 人の合計 150 点）に満たない場合は、受託候補者を選定しないこととする。

⑥審査は、受託候補者の優先順位を決定するものであり、審査の結果、優先順位が最も高い受託候補者と本市による協議のうえ、提案内容の見直しを行うものとする。

⑦審査の結果、最高点の者が同点で 2 者以上ある場合には、審査委員の協議により候補者及び次点者を決定する。

## (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 審査員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- ② 他の応募者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと
- ③ 受託候補者選定終了までの間に、他の応募者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- ⑥ 企画提案書及び見積書等の応募書類が提出期限を過ぎて到着したとき
- ⑦ 見積書に記載の見積金額が本実施要領に定める契約上限額を超過しているとき

## 9. その他

### (1) 提案に要する費用、条件等

- ① 応募書類の提出に係るすべての費用については、応募者の負担とする。
- ② 提出書類等の返却はしない。なお、神戸市は必要な範囲において、提出書類等を複写する場合がある。
- ③ 提出書類等は、候補者の選定後、神戸市情報公開条例（平成13年7月条例第29号）第10条に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ④ 期限後の提出書類の差替え及び再提出は一切受け付けない。
- ⑤ 提出書類等に対し、必要に応じて神戸市よりヒアリングを実施する場合がある。
- ⑥ 参加申請後に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止または神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

### (2) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は企画提案書等を提出したすべての者に書面で通知し、本市ホームページで公表する。

書面で通知する事項は次のとおりとする。

- ① 契約候補者名
- ② 各提案者の順位と点数
- ③ 契約候補者に選定されなかった理由について所定の期限までに説明を求めることができる旨

また、提案者は選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に、当該提案者が契約候補者に選定されなかった理由について書面により説明を求めることができる。

この場合、説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して原則として10日（休日等を除く。）以内に書面等により回答する。理由の説明については原則として提案者自身の評価項目別の点数を示すものとする。

### (3) 問い合わせ先

〒651-0086 神戸市中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザ EAST 3階

神戸市環境局脱炭素推進課 企画推進担当

電話：078-595-6088 メールアドレス：[energy@city.kobe.lg.jp](mailto:energy@city.kobe.lg.jp)

受付時間：土日祝日を除く平日9時00分～17時00分（12時00分から13時00分までを除く）